

# 米国に ESTA (ビザなし) で入国 (通過) を希望されるお客様へのご案内

米国に ESTA (ビザなし) で入国 (通過) するためには、下記の条件をすべて満たしていることが必要となります。

条件を必ずお読みいただき、「米国 ESTA に関する質問書」(3 枚) をもれなくご確認ください。

条件に適合しない場合や、そのおそれがある場合にはビザを取得してください。

ビザ免除の条件を全て満たしていても、入国審査官の判断により入国拒否される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

米国に ESTA (ビザなし) 入国できる要件を『ビザ免除プログラム (VWP / Visa Waiver Program)』と言います。

**ESTA の申請は早めにお手続きください (2018 年 12 月に ESTA 申請の審査プロセスが変更され、即時に承認されなくなりました)**


米国当局より、遅くとも出発の72時間前までの申請が強く推奨されています。(ただし、72時間以内に必ず承認されるということではありません) 申請後、承認されるまでに時間がかかる場合や、認証が拒否となる場合があります。ビザの取得には時間を要し、特にESTA認証拒否となった場合は審査に時間がかかります。渡航予定が決まったら、早めにESTAを申請していただくことを強くおすすめします。

ESTAの有無は、米国へ出発する際の航空(船)会社のチェックイン時に確認され、取得していない場合は搭乗(乗船)ができません。

## 米国にESTAで入国するためのビザ免除条件 (2023年8月24日現在)

**重要** ビザ免除プログラムの要件について、以下の変更が発表されています。対象国・要件は米国政府により、今後変更される可能性があります。

- 2016 年 4 月 1 日から全ての米国ビザ免除プログラムでの渡航者に対し、e パスポート(IC旅券)の所持が義務付けられました。IC旅券をお持ちではない方は、ビザが必要になります。
- イラン、イラク、北朝鮮、キューバ、スーダン、シリアとの二重国籍をお持ちの方は、ビザ免除プログラムの対象外となり、ビザが必要です。
- 2011 年 3 月以降にイラン、イラク、リビア、北朝鮮(2019 年 8 月 5 日より追加)、ソマリア、スーダン、シリア、イエメンへ渡航・滞在歴がある方は、公務等限られた目的で渡航した場合を除き、ビザ免除プログラム対象外となり、原則としてビザ申請が必要となります。
- 2021 年 1 月 12 日以降にキューバへ渡航・滞在歴がある方は、原則としてビザ申請が必要となります。該当される方は「米国 ESTA に関する質問書」の設問 2 の⑨にご記入の上、販売店にお申し出ください。2011 年 3 月～2021 年 1 月 11 日の期間内にキューバへ渡航した方は、ESTA 申請が可能ですが、承認については米国大使館 税関・国境取締局 (CBP) の判断となります。

対象国・地域	日本、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国 <sup>※1</sup> 、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、韓国、ギリシャ、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルネイ <sup>※2</sup> 、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク ※1 イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、チャンネル諸島、マン島の無制限の永住居住権を有する英国旅券所持者であること。	台湾
旅券	帰国時まで有効なIC旅券(e-Passport) <sup>※</sup> 。入国時90日以上が望ましい。 (注1) 臨時、緊急旅券もIC旅券 (e-Passport) は必要 (注2) ブルネイの旅券所持者は米国出国予定日+6か月以上有効な旅券が必要。 <sup>※</sup> 2023年3月現在、ESTA申請には旅券の人的事項面(顔写真のあるページ)の画像アップロードが必要です。その際、歪んだ画像・不鮮明な画像は使用不可となり、申請を進めることができませんので、ご注意ください。(画像の使用可否は、システム上で機械的に判断されます)	2008年12月29日以降発行の Personal IDNo. が記載されたIC旅券 (e-Passport) <sup>※</sup> 旅券の表紙にIC旅券を示す国際標準の右記マークがあります。 
入国目的	観光、商用、通過	
滞在日数	90日以内(入国後の延長及び滞在資格の変更はできません) <sup>※</sup> 旅券の有効期間が90日以下の場合、旅券の有効期限までの滞在が許可される。	
航空・乗船券	往復航空 <sup>※</sup> (乗船)券(復路は搭乗日が未定のものや空席待ちであっても可能)又はカナダ、メキシコ、バミューダ、カリブ諸島以外の地域を最終目的地とする航空(乗船)券をお持ちの方 <sup>※</sup> Eチケットのお客様控で代用可能です。	
利用航空(船)会社	ビザ免除プログラム(VWP)に参加している航空会社・船会社を利用する必要があります。ほぼ全ての航空会社・船会社が参加しています(日本発の定期便は全て参加しています)。*個人所有や公用等の航空機・船舶で入国する場合は、ビザ免除の対象になりません。	
適用条件	1. 「米国ESTAに関する質問書」の設問2および上記 <b>重要</b> に該当しないこと。*該当する場合、ビザが必要な場合があります。 2. 過去にビザ免除プログラム(VWP)で入国しオーバーステイしたことがないこと。	
適用地域	米国本土、アラスカ、ハワイ、グアム、北マリアナ諸島、プエルトリコ、米領ヴァージン諸島	
その他	1. 渡航前に電子渡航認証システム(ESTA/エスタ)による渡航認証の取得が必要。 2. カナダ、メキシコから陸路で最初に米国に入国する場合も、ESTAの取得が必要。 3. 米国を通過してカナダ、メキシコ、バミューダ、カリブ諸島に旅行し帰路米国に再入国する場合、米国通過およびカナダ、メキシコ、バミューダ、カリブ諸島での滞在を含む全期間が90日以内であればビザ不要(交通手段を問わない)。	

【ESTA公式申請ウェブサイト】<https://esta.cbp.dhs.gov/esta/>

以下の方はESTAの取得は不要です。(2024年11月19日現在)

- 「グアム-北マリアナ諸島連邦査証免除プログラム」を利用しグアム・北マリアナ諸島に渡航される方
- 中国籍の方で北マリアナ諸島連邦臨時入国許可を利用し、北マリアナ諸島に渡航される方  
北マリアナ諸島(サイパン・テニアン・ロタ等)のみに14日以内滞在する方は利用可能。ビザは不要。出国予定日+6か月以上有効な機械読取式旅券 (Machine Readable Passport: MRP)、および、譲渡不可で入国日から14日以内に出国することが確認できる往復航空券(乗船券)を所持していること。
- 渡米目的に適した有効なビザを所持し渡米する方
- 米国入国に際しビザが必要な方
- 米国籍をお持ちの方(二重国籍の方含む)二重国籍の方も必ず米国旅券で米国へ入出国する。誤って ESTA 渡航認証を取得した場合、取消手続が必要。